

大津市定期予防接種の県外接種費用助成要綱

(目的)

第1条 この要綱は、予防接種法（昭和23年法律第68号。以下「法」という。）第5条第1項に規定する定期の予防接種（以下「予防接種」という。）を事情により滋賀県外（以下「県外」という。）で受けることとなった者に対し、当該予防接種に係る費用（以下「接種費用」という。）を助成し、もってこれらの者の保健の向上と福祉の増進を図ることを目的とする。

(助成対象者)

第2条 接種費用の助成対象者（以下「対象者」という。）は、次の各号に掲げる予防接種の区分に応じ、当該各号に定める場合の理由により県外で予防接種（予防接種実施依頼書（県外の医療機関で法に基づく予防接種を受ける際の実施責任を明確にしたもので、本市が発行するものをいう。）の交付を受けて行われるものに限る。）を受ける市民等（本市の区域内に住所を有する者若しくはその保護者（法第2条第7項に規定する保護者をいう。）又は当該予防接種に係る費用を負担した親族、児童養護施設の長その他の者をいう。以下同じ。）とする。

(1) 法第2条第2項に規定するA類疾病に係る予防接種 次に掲げる場合

- ア 出産等のため母子が県外に長期にわたり滞在している場合
- イ 配偶者からの暴力等の理由で県外に事実上居住している場合
- ウ 県外の施設（児童養護施設、医療機関等）に入所している場合
- エ 県外の医療機関がかかりつけである場合
- オ その他やむを得ない特別の理由があると市長が認める場合

(2) 法第2条第3項に規定するB類疾病に係る予防接種 次に掲げる場合

- ア 養護者からの暴力等の理由で県外に事実上居住している場合
- イ 県外の医療機関がかかりつけである場合
- ウ 県外の医療機関に長期にわたり入院している場合

2 前項の規定にかかわらず、県外の医療機関に勤務する医師等が県内において実施する予防接種を受ける市民等は、対象者とみなす。

(対象年齢等)

第3条 予防接種の種類及び接種日当日の対象年齢は、次のとおりとする。

予防接種の種類	接種日当日の対象年齢
五種混合（1期）	生後2月から生後90月に至るまで
四種混合（1期）	生後2月から生後90月に至るまで
ポリオ（1期）	生後2月から生後90月に至るまで
三種混合（1期）	生後2月から生後90月に至るまで
二種混合	11歳から13歳の誕生日の前日まで
B C G	生後12月に至るまで

麻しん若しくは風しん又は麻しん風しん混合（１期）	生後１２月から生後２４月に至るまで
麻しん若しくは風しん又は麻しん風しん混合（２期）	幼稚園年長相当の年齢
日本脳炎（１期）	生後６月から生後９０月に至るまで
日本脳炎（２期）	９歳から１３歳の誕生日の前日まで
ヒブ	生後２月から生後６０月に至るまで
小児用肺炎球菌	生後２月から生後６０月に至るまで
子宮頸がん予防	小学校６年生から高校１年生までに相当する年齢
高齢者インフルエンザ	６５歳以上（予防接種法施行令（昭和２３年政令第１９７号。以下「令」という。）第３条第１項の表インフルエンザの項第２号の厚生労働省令で定める者にあつては、６０歳以上）
水痘	生後１２月から生後３６月に至るまで
高齢者肺炎球菌	６５歳（令第３条第１項の表肺炎球菌感染症（高齢者がかかるものに限る。）の項第２号の厚生労働省令で定める者にあつては、６０歳以上６５歳未満）
Ｂ型肝炎	１歳に至るまで
ロタウイルス感染症	生後６週に至った日の翌日から、経口弱毒生ヒトロタウイルスワクチンを使用する場合にあつては生後２４週に至る日の翌日まで、五価経口弱毒生ロタウイルスワクチンを使用する場合にあつては生後３２週に至る日の翌日まで
新型コロナウイルス感染症	６５歳以上（令第３条第１項の表新型コロナウイルス感染症の項第２号の厚生労働省令で定める者にあつては、６０歳以上）
高齢者帯状疱疹 ^{ほうしん}	６５歳（令第３条第１項の表帯状疱疹の項第２号の厚生労働省令で定める者にあつては、６０歳以上６５歳未満）

（注） 日本脳炎については、平成７年４月２日から平成１９年４月１日までに生まれた者（特例対象者）については、２０歳の誕生日の前日までの間とする。

- ２ 前項の規定にかかわらず、長期療養者（前項の表に規定する予防接種の種類に係る疾病（インフルエンザ、ロタウイルス感染症及び新型コロナウイルス感染症を除く。以下「特定疾病」という。）についてそれぞれ同表に定める年齢であった者（特定疾病にかかっている者（かかったことのある者を含む。）又は予防接種法施行規則（昭和２３年厚生省令第３６号）第２条各号に掲げる者を除く。）であつて、当該年齢であった間に、長期

にわたり療養を必要とする同規則第2条の8各号に掲げる疾病にかかったこと又は同規則第2条の9各号に掲げる特別の事情（以下この項において「特別の事情」という。）があることにより当該特定疾病に係る予防接種を受けることができなかったと認められるものをいう。）についての予防接種の種類及び接種を受けることができる年齢又は期間は、次のとおりとする。

予防接種の種類	接種を受けることができる年齢又は期間
五種混合（1期）及び四種混合（1期）	15歳に至るまで
B C G	4歳に至るまで
ヒブ	10歳に至るまで
小児用肺炎球菌	6歳に至るまで
高齢者肺炎球菌、高齢者带状疱疹	特別の事情がなくなった日から起算して1年を経過する日までの間
ポリオ（1期）、三種混合（1期）、二種混合、麻しん若しくは風しん又は麻しん風しん混合（1期）、麻しん若しくは風しん又は麻しん風しん混合（2期）、日本脳炎（1期）、日本脳炎（2期）、子宮頸がん予防、水痘及びB型肝炎	特別の事情がなくなった日から起算して2年を経過する日までの間

- 3 前2項の予防接種の接種方法及び接種回数は、予防接種実施規則（昭和33年厚生省令第27号）に基づき実施するものとする。

（助成金の額）

- 第4条 市長は、対象者が接種費用を負担したときは、当該対象者に対して、別表に定める額を限度として費用を助成するものとする。

（助成の申請等）

- 第5条 助成を受けようとする者は、定期予防接種（県外）費用助成金交付申請書（兼請求書）（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 接種した医療機関等の領収書（定期予防接種と分かるもの）
- (2) 定期予防接種の記録が記載されているもの（母子健康手帳又は予診票の写し等）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

- 3 第1項の申請は、接種日から1年以内に行わなければならない。

- 4 市長は、接種費用の助成の決定をしたときは、速やかに助成金を支払うものとし、接種費用の助成決定の通知は助成金の支払をもってこれに代えるものとする。

- 5 市長は、接種費用の助成をしないことと決定したときは、定期予防接種（県外）費用助成金不交付決定通知書（様式第2号）に理由を付して当該申請者に対して通知するものとする。

（助成金の返還）

- 第6条 市長は、申請書等の虚偽の記載その他の不正行為により接種費用に係る助成金の交付を受けた者がいるときは、その者から当該助成金の全部又は一部を返還させることができる。

（その他）

- 第7条 この要綱に定めるもののほか、接種費用の助成に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成24年12月20日から施行し、同年4月1日以後に実施された予防接種について適用する。

（令和4年度から令和7年度までの間における子宮頸がん予防に関する予防接種に係る接種対象者の特例）

- 2 令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間における第3条第1項の表子宮頸がん予防の項の適用については、同条第1項中「接種日当日の対象年齢」とあるのは「接種対象者」と、同表子宮頸がん予防の項中「小学校6年生から高校1年生までに相当する年齢」とあるのは「(1) 小学校6年生から高校1年生までに相当する年齢にある者
(2) 平成9年4月2日から平成18年4月1日までの間に生まれ」とする。

た者」

- 3 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間における第3条第1項の表子宮頸がん予防の項の適用については、同条第1項中「接種日当日の対象年齢」とあるのは「接種対象者」と、同表子宮頸がん予防の項中「小学校6年生から高校1年生までに相当する年齢」とあるのは「(1) 小学校6年生から高校1年生までに相当する年齢にある者
(2) 平成9年4月2日から平成19年4月1日までの間に生まれ」とする。

た者」

- 4 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間における第3条第1項の表子宮頸がん予防の項の適用については、同条第1項中「接種日当日の対象年齢」とあるのは「接種対象者」と、同表子宮頸がん予防の項中「小学校6年生から高校1年生までに相当する年齢」とあるのは「(1) 小学校6年生から高校1年生までに相当する年齢にある者
(2) 平成9年4月2日から平成20年4月1日までの間に生まれ」とする。

た者」

- 5 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間における第3条第1項の表子宮頸がん予防の項の適用については、同条第1項中「接種日当日の対象年齢」とあるのは「接種対象者」と、同表子宮頸がん予防の項中「小学校6年生から高校1年生までに相当する年齢」とあるのは「(1) 小学校6年生から高校1年生までに相当する年齢にある者
(2) 令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間に子宮頸がん予防に係る予防接種を1回以上受けた者であって、平成9年4月2日から平成21年4月1日までの間に生まれたもの」とする。
(令和7年度及び令和8年度における麻しん若しくは風しん又は麻しん風しん混合(1期)に関する予防接種に係る接種対象者の特例)
- 6 令和7年4月1日から令和9年3月31日までの間における第3条第1項の表麻しん若しくは風しん又は麻しん風しん混合(1期)の項の適用については、同条第1項中「接種日当日の対象年齢」とあるのは「接種対象者」と、同表麻しん若しくは風しん又は麻しん風しん混合(1期)の項中「生後12月から生後24月に至るまで」とあるのは「(1) 生後12月から生後24月に至るまでにある者
(2) 令和4年4月2日から令和5年4月1日までの間に生まれた者であって、令和7年3月31日までに予防接種に要するワクチンの偏在等が生じたことによりその接種ができなかったもの」とする。
(令和7年度及び令和8年度における麻しん若しくは風しん又は麻しん風しん混合(2期)に関する予防接種に係る接種対象者の特例)
- 7 令和7年4月1日から令和9年3月31日までの間における第3条第1項の表麻しん若しくは風しん又は麻しん風しん混合(2期)の項の適用については、同条第1項中「接種日当日の対象年齢」とあるのは「接種対象者」と、同表麻しん若しくは風しん又は麻しん風しん混合(2期)の項中「幼稚園年長相当の年齢」とあるのは「(1) 5歳以上7歳未満の者であって、小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にあるもの
(2) 平成30年4月2日から平成31年4月1日までの間に生まれた者であって、令和7年3月31日までに予防接種に要するワクチンの偏在等が生じたことによりその接種ができなかったもの」とする。
(この要綱の失効)
- 8 この要綱は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。
- 9 前項の規定にかかわらず、この要綱の失効前に接種を受けた予防接種に係る接種費用については、令和12年3月31日までの間、当該接種費用に係る助成の申請を行うこ

とができる。

- 10 前項の規定による申請に係る助成金の交付については、この要綱の規定は、第5項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行し、同日以後に実施された予防接種について適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年10月1日から施行する。ただし、附則の改正規定は、平成25年9月3日から施行する。
- 2 この要綱（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の大津市定期予防接種の県外接種費用助成要綱の規定は、平成25年10月1日以後に実施された予防接種について適用する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行し、同日以後に実施された予防接種について適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年10月1日から施行し、同日以後に実施された予防接種について適用する。
- 2 この要綱の施行の日から平成27年3月31日までの間における改正後の第3条第1項の表水痘の項の規定の適用については、同項中「生後36月」とあるのは、「生後60月」とする。
- 3 この要綱の施行の日から平成27年3月31日までの間における改正後の第3条第1項の表高齢者肺炎球菌の項の規定の適用については、同条第1項中「接種日当日の対象年齢」とあるのは「接種対象者」と、同項の表高齢者肺炎球菌の項中「65歳（令第1条の3第1項の表肺炎球菌感染症（高齢者がかかるものに限る。）の項第2号の厚生労働省令で定める者にあつては、とあるのは60歳以上65歳以下）」
- 「(1) 平成26年3月31日において100歳以上の者及び同年4月1日から平成27年3月31日までの間に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳又は100歳となる者とする。
- (2) 60歳以上65歳未満の者であつて、令第1条の3第1項の表肺炎球菌感染症（高齢者がかかるものに限る。）の項第2号の厚生労働省令で定めるもの」
- 4 平成27年4月1日から平成31年3月31日までの間における改正後の第3条第1項の表高齢者肺炎球菌の項の規定の適用については、同条第1項中「接種日当日の対象年齢」とあるのは「接種対象者」と、同項の表高齢者肺炎球菌の項中「65歳（令第1条の3第1項の表肺炎球菌感染症（高齢者がかかる」とあるのは

ものに限る。)の項第2号の厚生労働省令で定める者にあつては、
60歳以上65歳以下) 」

「(1) 平成31年3月31日において100歳以上の者及び同年4
月1日から平成32年3月31日までの間に65歳、70歳、
75歳、80歳、85歳、90歳、95歳又は100歳となる者
(2) 接種日当日の年齢が60歳以上65歳未満の者であつて、令第
1条の3第1項の表肺炎球菌感染症(高齢者がかかるものに限
とする。

る。)の項第2号の厚生労働省令で定めるもの
」

3 令和2年4月1日から令和6年3月31日までの間における改正後の第3条第1項の
表高齢者肺炎球菌の項の規定の適用については、同条第1項中「接種日当日の対象年齢」
とあるのは「接種対象者」と、同表高齢者肺炎球菌の項中
「65歳(令第1条の3第1項の表肺炎球菌感染症(高齢者がかかる
ものに限る。)の項第2号の厚生労働省令で定める者にあつては、 とあるのは
60歳以上65歳以下) 」

「(1) 65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳又
は100歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日ま
での間にある者
(2) 接種日当日の年齢が60歳以上65歳未満の者であつて、令第
とする。

1条の3第1項の表肺炎球菌感染症(高齢者がかかるものに限
る。)の項第2号の厚生労働省令で定めるもの
」

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行し、同日以後に実施された予防接種について
適用する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行し、同日以後に実施された予防接種について適
用する。

附 則

1 この要綱は、令和2年10月1日から施行し、同日以後に実施された予防接種につい
て適用する。

2 改正後の第3条の規定(同条の表ロタウイルス感染症の項に係る部分に限る。)は、令
和2年8月1日以後に生まれた者について適用する。

附 則

この要綱は、令和2年10月1日から施行し、同日以後に実施された予防接種について
適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、同日以後に実施された予防接種について適
用する。

附 則

この要綱は、令和４年４月１日から施行し、同日以後に実施された予防接種について適用する。

附 則

この要綱は、令和５年４月１日から施行し、同日以後に実施された予防接種について適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和６年４月１日から施行する。ただし、附則第５項及び第６項の改正規定は、同年３月３１日から施行する。
- 2 この要綱（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の大津市定期予防接種の県外接種費用助成要綱の規定は、令和６年４月１日以後に実施された予防接種について適用する。

附 則

この要綱は、令和６年１０月１日から施行し、同日以後に実施された予防接種について適用する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和７年４月１日から施行し、同日以後に実施された予防接種について適用する。
- 2 令和７年４月１日から令和８年３月３１日までの間における改正後の第３条第１項の表高齢者帯状疱疹の項の規定の適用については、同条第１項中「接種日当日の対象年齢」とあるのは「接種対象者」と、同項の表高齢者帯状疱疹の項中「６５歳（令第３条第１項の表帯状疱疹の項第２号の厚生労働省令で定める者）であつては、６０歳以上６５歳未満」とあるのは「(1) 令和７年３月３１日において１００歳以上の者及び同年４月１日から令和８年３月３１日までの間に６５歳、７０歳、７５歳、８０歳、８５歳、９０歳、９５歳又は１００歳となる者」とする。
(2) ６０歳以上６５歳未満の者であつて、令第３条第１項の表帯状疱疹の項第２号の厚生労働省令で定めるもの」とする。

別表（第 4 条関係）

接種費用助成上限額一覧

定期予防接種の種類	上限額
五種混合	19,376 円
四種混合	10,389 円
ポリオ	9,069 円
三種混合	4,790 円
二種混合	4,048 円
B C G	10,224 円
麻しん風しん混合	9,729 円
麻しん単独	6,154 円
風しん単独	6,165 円
日本脳炎 1 期	6,649 円
日本脳炎 2 期・特例	6,028 円
ヒブ	7,915 円
小児用肺炎球菌	11,159 円
子宮頸がん予防	15,653 円（組換え沈降九価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチンを使用する場合にあっては、25,675 円）
高齢者インフルエンザ	医療機関等に支払うべき費用の額から 1,500 円を減じた額（その額が 3,626 円を超えるときは、3,626 円）。ただし、対象者の属する世帯が被保護世帯等（生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による被保護世帯又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）による支援給付受給世帯をいう。以下同じ。）である場合にあっては、5,126 円
水痘	8,024 円
高齢者肺炎球菌	医療機関等に支払うべき費用の額から 2,500 円を減じた額（その額が 6,041 円を超えるときは、6,041 円）。ただし、対象者の属する世帯が被保護世帯等である場合にあっては、8,541 円
B 型肝炎	5,613 円

ロタウイルス感染症	経口弱毒生ヒトロタウイルスワクチンを使用する場合にあっては 13,744 円、五価経口弱毒生ロタウイルスワクチンを使用する場合にあっては 8,717 円
新型コロナウイルス感染症	医療機関等に支払うべき費用の額から 4,500 円を減じた額(その額が 10,784 円を超えるときは、10,784 円)。ただし、対象者の属する世帯が被保護世帯等である場合にあっては、15,284 円
高齢者带状疱疹	次の各号に掲げるワクチンの区分に応じ、当該各号に定める額 (1) 乾燥組換え带状疱疹ワクチン 医療機関等に支払うべき費用の額から 10,900 円を減じた額(その額が 11,056 円を超えるときは、11,056 円)。ただし、対象者の属する世帯が被保護世帯等である場合にあっては、21,956 円 (2) 乾燥弱毒生水痘ワクチン 医療機関等に支払うべき費用の額から 4,300 円を減じた額(その額が 4,456 円を超えるときは、4,456 円)。ただし、対象者の属する世帯が被保護世帯等である場合にあっては、8,756 円

様式第 1 号（第 5 条関係）

定期予防接種（県外）費用助成金交付申請書（兼請求書）

年 月 日

（宛先）

大津市長

申請者 住所

氏名 ⑩

（被接種者との続柄 ）

電話

申請額(請求額) 円

被接種者氏名		生年月日	
被接種者住所	(申請者の住所と異なる場合)		
振込先	金融機関名／支店名	／	
	預金種別・口座番号	普通・当座	No.
	(フリガナ) 口座名義人		

予防接種名	実施日	実施医療機関	支払料金	請求金額
			円	円
			円	円
			円	円
			円	円
			円	円
合計金額				円

（注）母子健康手帳又は予診票の写し等、領収書及び通帳のコピー等を添付してください。

振込先の口座名義人は、申請者と同一の方としてください。

各予防接種の請求金額は、接種費用助成上限額を超えないようにしてください。

指定口座への助成金の振込みをもって、助成金の交付決定の通知に代えます。

様式第 2 号（第 5 条関係）

第 号
年 月 日

様

大 津 市 長

印

定期予防接種（県外）費用助成金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請がありました定期予防接種費の償還払いについて、大津市定期予防接種の接種費用助成要綱に基づき、下記のとおり交付しないことを決定しましたので通知します。

記

【不交付決定の理由】

（被接種者 ）